

4-1	分類	都外クレジット
	事項	算定・申請可能な事業所

事例	A社は、神奈川県の実業者である。以前より実施していた省エネ対策により生み出される削減量を、東京都の排出量取引制度において、有効活用したいが、都内に事業所がないため、申請できないのではないかと考えている。
取り得る対応	<p>A社のように、都内に自社の事業所がなくても、申請することは可能です。しかし、都外クレジットとは、都内の温室効果ガス排出量削減を第一の目的とした制度に活用していただくためのクレジットですので、限定的である必要があります。したがって、下記の①～⑥の要件を全て満たす事業所が、都外クレジットの申請を行うことができます。</p> <p>①都外（日本国内に限る。）の事業所であること。          ②1年間のエネルギー使用量が、原油換算で1,500kL以上であること。          ③基準排出量（過去の平均排出量）が、15万t-CO<sub>2</sub>以下であること。          ④埼玉県目標設定型排出量取引制度において、超過削減量若しくは県外クレジットの申請、届出等をしていないこと。          ⑤基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が、『基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン』に適合すること。          ⑥当初申請時において計画されている設備導入対策の実施による推計削減率の合計が20%以上であり、かつ、削減量認定申請時において実際に実施された設備導入対策による削減率の合計が20%以上であること（事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が5か年度以下の場合は6%、10か年度以下の場合には13%以上となる。）。</p>

●都外クレジットの申請可能な事業所の要件

①都外(日本国内に限る。)の事業所であること。

②年間エネルギー使用量が原油換算 1,500kL 以上

③基準排出量（過去の平均排出量）が 15万 t-CO<sub>2</sub>以下

都内に事業所がなくてもOK

小さすぎてもいけません

基準排出量 15万 t-CO<sub>2</sub>以下

大きすぎてもいけません

④埼玉県目標設定型排出量取引制度の対象事業所ではないこと。

●都外クレジットの申請に必要な要件

⑤地球温暖化対策の推進の程度が、『基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン』に沿うもの

冷房 26℃以上  
暖房 22℃以下

(例) 過度な室内温度設定の防止

⑥当初申請時、計画している削減対策による削減率の合計が20%以上であり、削減量認定申請時、削減対策による削減率の合計が20%以上であること

【対策を実施前】  
20%以上削減される対策を実施します。

→

【対策を実施後】  
この5年間で実際に20%以上下がる対策を実施しました。

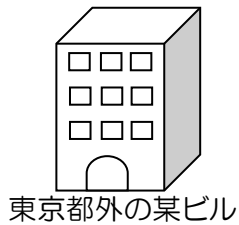
5年後

**ポイント**  
 対策内容は前後で変わっていても、かまいません。  
 「対策による削減が20%以上」であり、「排出総量の削減量が20%以上」ではないことに注意してください。

4-2	分類	都外クレジット
	事項	一棟借りのテナント事業者の申請

**事例**  
 東京都外の某ビルを一棟借りしているテナント事業者 A 社は、自らが設備更新権限を有している熱源設備の省エネ対策により、大幅に CO<sub>2</sub> を削減した。A 社は、その CO<sub>2</sub> 削減量について都外クレジットの当初申請を行いたい。なお、熱源設備以外の事業所全体の建物及び設備の機能維持の責任は、オーナーの B 社にある。

**取り得る対応**  
 本事例は、申請者に部分的な設備更新権限がある場合です。この場合は、次の項目を証明可能であれば、A 社は「都外大規模事業所の設備更新権限を有する者」として、都外クレジットの申請ができます。  
 ① 一棟借りであること。  
 ② 熱源設備の更新権限があること。  
 ③ その熱源設備更新対策による推計削減率が 20%以上（事業所の使用開始から起算して都外クレジット算定可能年度が 5 か年度以下の場合は 6%、10 か年度以下の場合は 13%以上）であることにより申請条件を満たしていること。  
 上記を証明可能な書類の例としては、  
 ① 賃貸借契約書  
 ② 熱源設備に関する A 社名義の工事発注書など  
 ③ 都外クレジット算定計画書などの各種様式と算定の根拠資料  
 があります。



**<事例の仮定条件>**

A 社：某ビルを一棟借りしているテナント事業者  
 B 社：某ビルのオーナー  
 熱源設備の更新権限：A 社が所有



A 社が都外クレジットの申請者になるには、当初申請時において、次の書類の提出が必要となります。

**賃貸借契約書**

(目的) \_\_\_\_\_

第 1 条 貸借人 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という) は  
 賃借人 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)  
 に対し、下記の建物 (以下「本建造物」という) を  
 賃借し、乙はこれを賃借する。

記

所在地 \_\_\_\_\_  
 名称 \_\_\_\_\_  
 構造 \_\_\_\_\_  
 公称床面積 \_\_\_\_\_ 平方メートル

一棟借りであることの証明としての「賃貸借契約書」

**発注書**

●●設備株式会社 御中  
 A社 [印]

以下の設備について、  
 施工工事を発注します。

設備名称 金額  
 ●●● ￥100,000

「発注書」など A 社が設備更新権限を持っていることの証明となる書類

**算定根拠資料**

**都外クレジット算定計画書**

設備名称	削減率	削減量	削減率	削減量
熱源設備	20%	100	20%	100
空調設備	10%	50	10%	50
照明設備	5%	25	5%	25
エレベーター	3%	15	3%	15
その他	2%	10	2%	10
合計	10%	50	10%	50

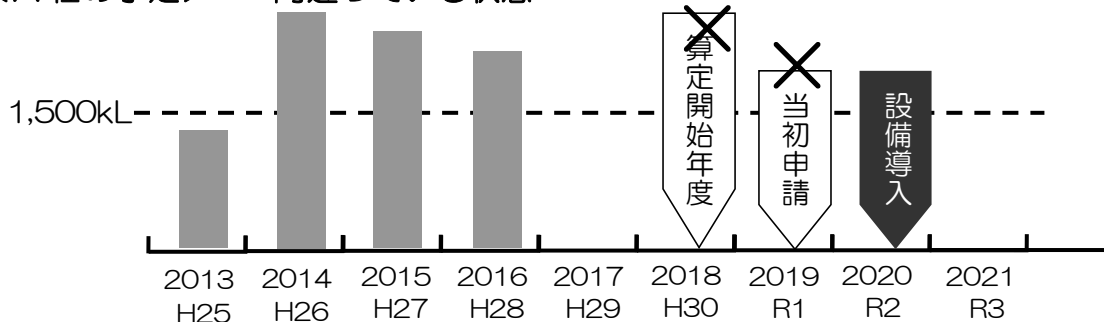
推計削減率を示す「算定計画書に付随する根拠資料」

4-3	分類	都外クレジット
	事項	申請時期

**事例**  
A社は、2014（平成26）年度より、エネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の都外の大規模事業所である。2020（令和2）年度に設備を更新するので、2018（平成30）年度を算定開始年度として、前年の2019（令和元）年度の当初申請を考えている。

**取り得る対応**  
A社は、2018（平成30）年度に当初申請を行うことはできません。都外クレジットの算定時期における基本的な考え方は、次のとおりです。  
●削減量の算定を開始できる年度は、3か年度連続して1,500kL以上となった年度の翌年度（算定開始年度を任意に決めることはできません。）  
●算定開始年度が2015（平成27）年度以前の時は、2016（平成28）年度に当初申請を提出できます。  
また、当初申請は、算定開始年度が2017（平成29）年度の場合は、2017（平成29）年9月末日までに、2018（平成30）年度以降の場合は、算定開始年度の9月末日までに行っていただく必要があります。  
事例の場合は、2014（平成26）年度よりエネルギー使用量が1,500kL以上なので、算定開始年度は、2017（平成29）年度となります。  
したがって、当初申請は、算定開始年度が2017（平成29）年度なので、2017（平成29）年9月末日までに行わなければなりません。行われていない場合は、第二計画期間における都外クレジットの申請ができません。

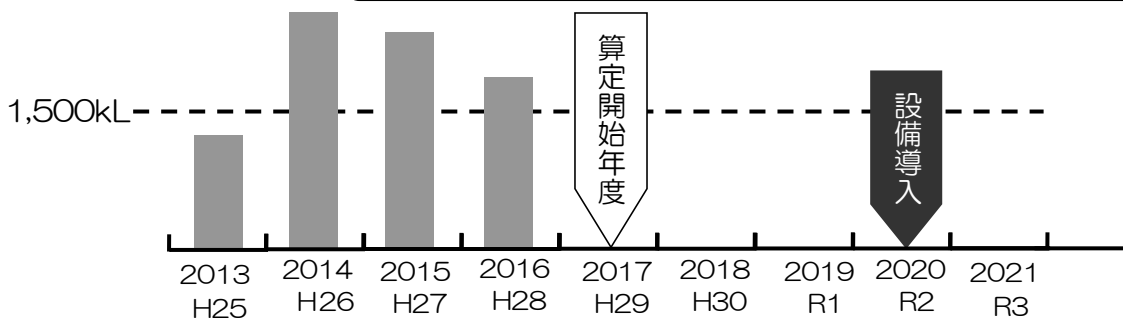
<A社の予定> ~間違っている状態~



<A社の予定>

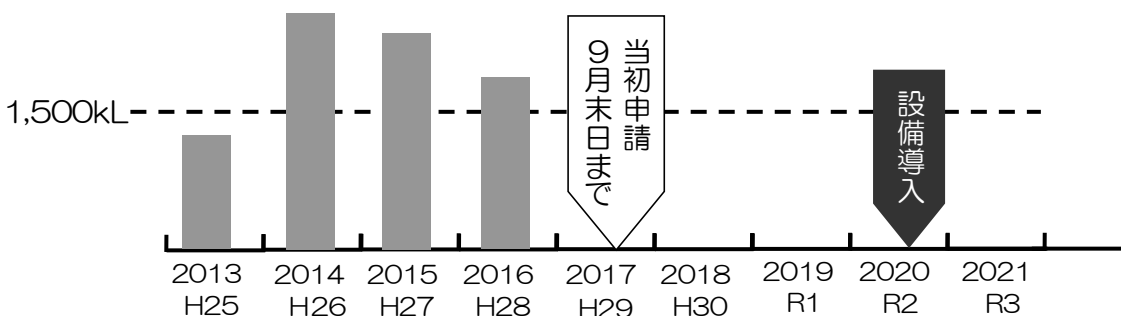
算定開始年度

2014（平成26）年度よりエネルギー使用量が1,500kL以上なので、算定開始年度は、2017（平成29）年度となります。



当初申請の期限

当初申請は、算定開始年度である2017（平成29）年度の9月末日までに行わなければなりません。



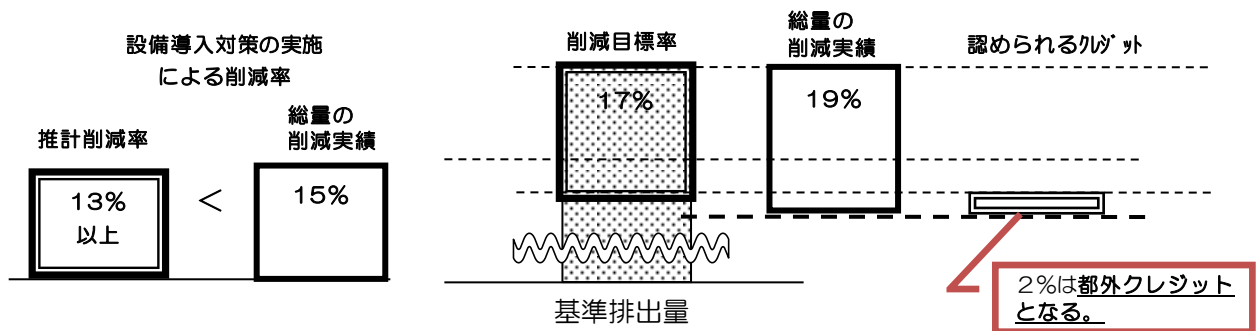
参照ガイドライン

都外クレジット算定ガイドラインP.16~18

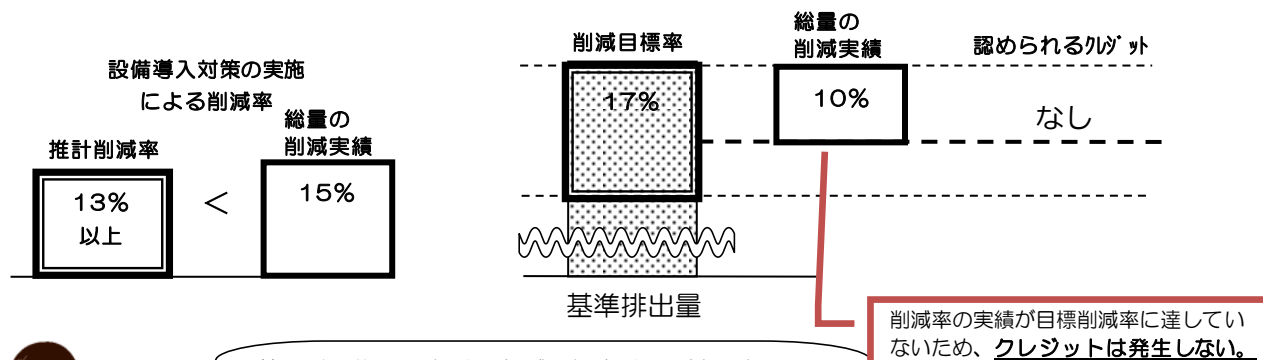
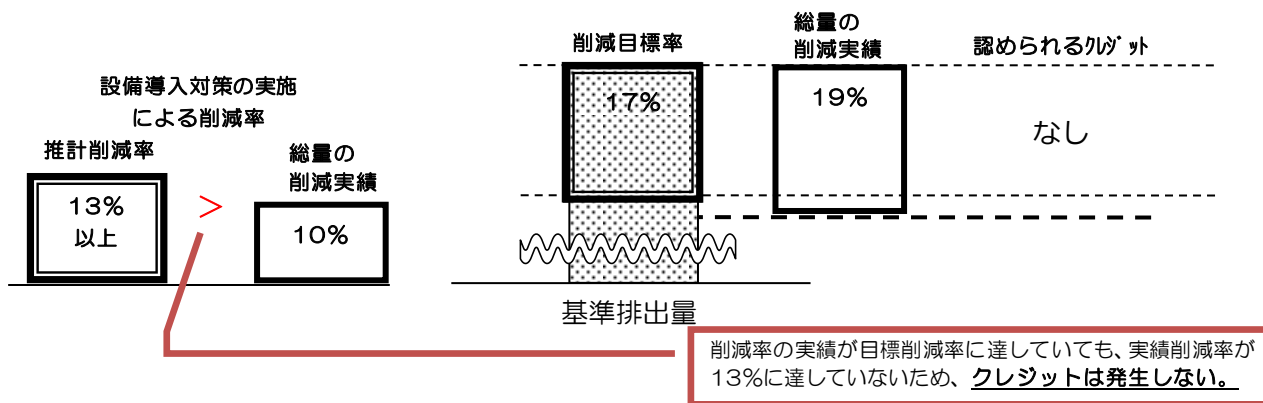
4-4	分類	都外クレジット
	事項	推計削減率と排出量の削減実績の考え方

事例	<p>A社は神奈川県事業者である。</p> <p>当初申請における要件である推計削減率“13%”を想定し、当初申請を行った。その後、実際の削減対策を経て、削減量認定申請時にも“13%”をクリアしており、削減率の実績は“19%”であった。都外クレジットとして認められるのは、実績となる“19%”だと想定している。</p>
取り得る対応	<p>当初申請時における設備導入対策の実施による推計削減率の“13%”、削減量認定時の推計削減率の“13%”という数字は、あくまでも申請要件にすぎません。都外の事業所は、都内の大規模事業所の削減義務率“17%”に相当する、排出総量の削減目標率“17%”を遂行しなければなりません。事例のように削減率の実績が“19%”であっても、その“19%”がまるごと都外クレジットとなるわけではなく、<math>19\% - 17\% = 2\%</math>が都外クレジットとして認められる削減量です。</p> <p>この考え方から見ると、削減量認定申請時に“13%”をクリアしていても、削減率の実績が“17%”以下であるならば、都外クレジットは認められない、ということになります。</p>

<対策の実施によりクレジットが発生する例>



<対策を実施してもクレジットが発生しない例>

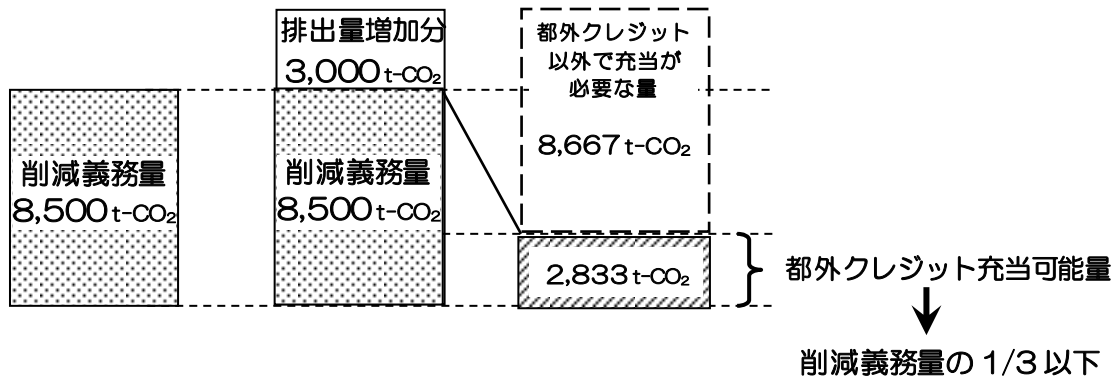


第二計画期間における削減目標率は17%です。都内大規模事業所のような用途等の区分、トップレベル事業所のような軽減措置はありません。

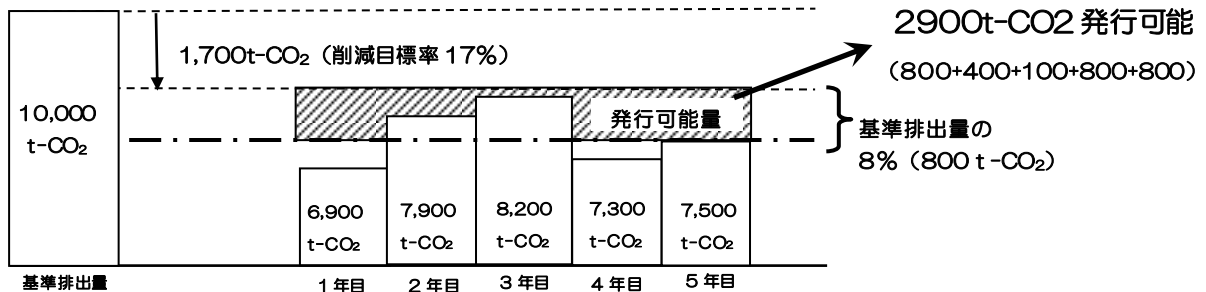
4-5	分類	都外クレジット
	事項	買い手側における充当可能量の上限

事例	<p>都内の事業者 A 社は、特定地球温暖化対策事業者であり、削減義務を負っている。にもかかわらず、排出量が 3,000t-CO<sub>2</sub> 増加してしまった。そこで、茨城県の事業者 B 社の都外クレジットを排出量取引によって取得し、自らの義務履行に充てたいと考えている。B 社の都外クレジットは、A 社の削減不足量の全てを満たす程の量なので、これを全て取得して、一気に義務履行しようとしている。</p>
取り得る対応	<p>都外クレジットは、削減義務量に無制限に充当できるものではありません。都内の大規模事業所ごとに、その削減義務量の 1/3 までしか充てることはできません。</p> <p>例えば、A 社の基準排出量が 10,000 t-CO<sub>2</sub>、削減義務率が 17% とすると、削減義務期間 5 年間における削減義務量は 8,500 t-CO<sub>2</sub> (10,000 t-CO<sub>2</sub>/年 × 17% × 5 年) であり、5 年間の総排出量は 41,500 t-CO<sub>2</sub> 以下にする必要がありますが、結果として 3,000 t-CO<sub>2</sub> 増加し、53,000 t-CO<sub>2</sub> となってしまったとします。</p> <p>義務充当が必要なのは、8,500 t-CO<sub>2</sub> (削減義務量) + 3,000 t-CO<sub>2</sub> (増加してしまった量) = 11,500 t-CO<sub>2</sub> ですが、都外クレジットを義務履行に充てることのできる量は、2,833 t-CO<sub>2</sub> (8,500 t-CO<sub>2</sub> × 1/3) となります。</p> <p>もし、排出量取引により削減義務を履行するならば、都外クレジットだけでなく、都内中小クレジット、再エネクレジット、埼玉連携クレジット等を活用する必要があります。</p>

買い手（特定地球温暖化対策事業者 A 社）



売り手（都外事業者 B 社）



(参考) 削減できなかった排出量を、都外クレジットで 100% 補える場合

